

島企画号
令和5年4月19日

北海道知事 鈴木直道様

島牧村長 藤澤克

(仮称) 島牧ウインドファーム事業環境影響評価準備書に係る意見
について(回答)

令和5年4月13日付け環境第69号で照会のあった標記準備書に係る環境影響評価法第20条第2項に基づく意見について、下記のとおり回答いたします。

記

準備書に記載された調査における評価は、概ね妥当である。

なお、本事業予定地は、年間を通じて安定的な風況に恵まれた区域であり、風力発電を通じて、地域の基幹産業である農林漁業の持続的発展に努めるとともに、以下の点に留意し今後の計画を進めること。

(騒音)

- 工事中、大型工事車両の搬出入が一時的に集中し、地域住民の生活環境に支障が生じないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めること。

(超低周波音)

- 調査地点の設定が最寄りの集落を代表する地点とされているが、事業区域内は道道美川黒松内線が通っていることから、道路利用者に支障が生じることが無いよう配慮すること。

(水質)

- 対象事業実施区域の周辺には取水地点が存在していることから、事業計画を進めるにあたっては、適切な調査、予測及び評価を実施し、土砂及び濁水の流入等による水環境への影響を回避するよう努めること。

環境生活部環境局環境政策課

- 5.4.26 収受

第 143 号

(動物)

- 4 事業計画区域には天然記念物を含む多様な動物が生息していることから、生物多様性の保存及び持続可能な利用に努めること。

(生態系)

- 5 重要な自然環境のまとまりの場が事業実施想定区域に存在することから、影響の回避、低減を図るよう努めること。また、事業実施段階において、予測し得なかった影響がみられる場合など新たな事実が判明した場合には、速やかに道及び関係町村に報告するとともに、必要に応じて専門家などの意見を聴取し、適切に環境保全措置を講じること。

担当

島牧村役場企画課 中山

TEL : 0136-75-6212

FAX : 0136-75-6216

E-Mail : kikaku@vill.shimamaki.lg.jp

寿企風力号
令和5年5月17日

北海道知事 鈴木直道様

寿都町長 片岡春

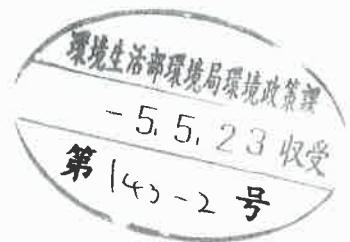


環境影響評価準備書に係る意見について（回答）

令和5年4月13日付け環境第69号により意見照会のありました「(仮称)島牧ウインドファーム 環境影響評価準備書」について、当町が環境保全の見地からの意見は別紙のとおりですので、知事意見への反映をしていただきたく思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

担当

寿都町公営企業
企業管理課風力発電事業係
TEL 0136-62-2601



『(仮称) 島牧ウィンドファーム事業に係る環境影響評価準備書』に関する寿都町長の意見

1. 関係法令等の規定に基づいた適切な評価に併せ、当地域への適切な把握に努めつつ環境影響評価書の作成を進めること。

2. 対象事業実施区域及びその周辺における風力発電事業が既に計画されている状況にあり、更に対象事業実施区域が重複している箇所があることが、配慮書段階においては、経済産業大臣意見、方法書段階においては、北海道知事意見として出されており、北海道知事意見に対しての意見では、建設の確度が高い計画については、累積的影響について検討することとされているが、その判断基準等については、示されていないことから、他の事業計画策定事業者等との情報共有状況及び判断基準を評価書に記載するとともに、他の事業計画作成事業者と今後も継続した調整を図り、計画段階及び既存の風力発電設備等との累積的な影響についても適切な予測、評価を行うこと。

また、対象事業実施区域において、希少な鳥類も確認されていることから、繁殖地や生態系の分断や動植物及び生態系への影響について最大限考慮し、可能な限り影響を低減されるよう予測、評価を行い、関係町村や関係機関等に対しても速やかな情報共有を図ること。

3. 対象事業実施区域下部に水道取水地点が存在しており、表面水を利用していることから環境影響の予測、評価においては、特に配慮すること。

また、特に工事中においては、濁水の流出に注意するとともに、不都合が生じた場合においての対処等についても示すこと。

4. 事業実施想定区域から海岸が近いことから、工事中においては、土砂等の流出について特に配慮するとともに、漁業者に対して事前に説明を行うこと。

また、工事中及び運転開始後において、不都合が生じた場合は真摯な対応を行うとともに対応策についても事前に示すこと。

5. 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設については、基本的な調査対象範囲には存在はしていないが、様々な条件における可能性等を検討し、影響が考えられる場合においては、適切な評価を行うこと。

6. 工事用資器材等の輸送における振動や騒音等について走行ルート周辺の住民の生活環境の保全に万全な措置を講じられたい。

7. 対象事業実施区域及び事業実施想定区域の変更により追加された箇所について、地形等を確認し、工事の実施にあたって十分な検討を行い、土砂の流出を最小限にとどめるように努めること。

8. 必要に応じて、関係機関と充分に協議を行うとともに、地域住民に積極的な情報提供を行うこと。

黒企号
令和5年5月15日

北海道知事 鈴木直道様

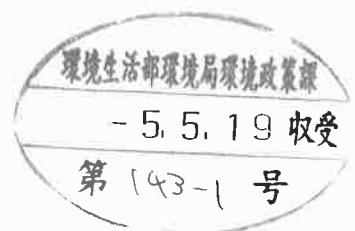
黒松内町長 鎌田



環境影響評価準備書に係る意見について（回答）

令和5年4月13日付け環境第69号で照会のありましたこのことについて、別紙のとおり意見書を提出いたします。

黒松内町企画環境課 担当：江戸
電話：0136-72-3376
E-mail:kikaku@town.kuromatsunai.hokkaido.jp



別紙

「(仮称) 島牧ウィンドファーム事業 環境影響評価準備書」に関する
黒松内町長意見

- 1 事業実施にあたっては、地域住民や自治体等への十分な情報提供と丁寧な説明を行い、理解を得ながら事業を進めること。
- 2 事業実施想定区域及びその周辺において、他の事業者による風力発電事業が計画されていることから、当該事業者との情報交換に努めること。
- 3 風力発電事業にあたって、整備期間中の動植物の生息環境は常に変化することから、適切な保全や対応に努めること。